



# リーガル コンパス

LEGAL COMPASS

弁護士法人神戸シティ法律事務所  
弁護士 中馬 康貴  
(兵庫県弁護士会所属)



## 第135回 電気通信事業法の改正 (Cookie規制)

### 1 電気通信事業法の改正

今年の6月17日に、電気通信事業法が改正されました。

電気通信事業法は、インターネット・携帯電話等の電気通信サービスが円滑に提供される仕組みを整え、利用者の利益等を確保することを目的とした法律です。

あまり聞き慣れない法律ですが、本稿では、改正項目の内Cookie規制（利用者に関する情報の外部送信に対する規制・電気通信事業法27条の12）について触れたいと思います。

### 2 Cookie規制の新設

事業者がCookieを利用したサイトを運営する場合、利用者がウェブサイトやアプリを利用し、利用者に関する情報である端末情報（端末に保存された閲覧履歴、システムログ、Cookie等）を、ウェブサイト運営者、アプリ提供事業者またはそれ以外の第三者に外部送信することがあり得ますが、今回の法改正により、同行為が新たな規制の対象となりました。

そして、事業者がCookieを利用して、「他人の通信を媒介」したり、他人の通信は媒介しないがオンラインコミュニティ等の「場所を提供する」場合は、Cookie規制の適用を受ける可能性があります。

例えば、特定のユーザー同士のやり取りをテキスト、画像、動画等で行っている場合（例：オンラインゲーム、SNSのDM機能等）は、「他人の通信を媒介している」と判断されるため、規制対象に該当します。また、不特定多数のユーザーがテキスト、音声、画像、動画等を投稿閲覧しているSNS、ニュースサイト等についても、「場所を提供している」と判断されるため、こちらも規制対象となります。

### 3 対応すべき事項

そして、上記の外部送信行為を行う規制対象事業者は、以下いずれかの措置を講じることが義務付けられます。

- ①事前に利用者に通知又は容易に知り得る状態に置く（通知公表）
- ②事前に利用者の同意を得る（同意取得）
- ③オプトアウトを受け付ける（オプトアウト）

①についてはプライバシーポリシーの改訂を行う、②についてはCMP（Consent Management Platform）ツールを導入し、サイトやアプリ訪問時に、ダイアログを表示させ、利用者に同意ボタンを押してもらうことにより同意取得することが考えられます。

③については、法務省令の改正を待ってからになりますが、少なくとも利用停止方法等の案内を分かりやすく記載することが必要です。